

秒 東経 130 度 28 分 08 秒) から 198 度 23 分 00 秒

755.00 メートルの地点

b の地点	a の地点から 41 度 00 分 00 秒	11.60	メートルの地点
C の地点	b の地点から 46 度 55 分 00 秒	10.10	メートルの地点
d の地点	C の地点から 49 度 24 分 00 秒	15.90	メートルの地点
e の地点	d の地点から 51 度 11 分 00 秒	8.10	メートルの地点
f の地点	e の地点から 51 度 11 分 00 秒	12.00	メートルの地点
g の地点	f の地点から 48 度 35 分 00 秒	12.30	メートルの地点
h の地点	g の地点から 40 度 09 分 00 秒	9.20	メートルの地点
i の地点	h の地点から 34 度 32 分 00 秒	9.30	メートルの地点
j の地点	i の地点から 27 度 01 分 00 秒	10.60	メートルの地点
k の地点	j の地点から 19 度 28 分 00 秒	8.30	メートルの地点
l の地点	k の地点から 13 度 48 分 00 秒	9.10	メートルの地点
m の地点	l の地点から 7 度 50 分 00 秒	9.50	メートルの地点
n の地点	m の地点から 359 度 48 分 00 秒	9.40	メートルの地点
o の地点	n の地点から 352 度 57 分 00 秒	9.00	メートルの地点
w の地点	o の地点から 79 度 33 分 00 秒	8.00	メートルの地点

(3) 面積

1 工区	2,147.91 平方メートル
2 - 1 工区	1,002.08 平方メートル
計	3,149.99 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び芦北町農林水産課

熊本県告示第 912 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 1 項の規定により牛深地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成 14 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧期間

平成 14 年 11 月 22 日から同年 12 月 12 日まで

2 縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに牛深市役所水産課

熊本県告示 913 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 1 項の規定により御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場次号計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成 14 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧期間

平成 14 年 11 月 22 日から同年 12 月 12 日まで

2 縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに御所浦町役場水産農林課

公 告

熊本県公告第 840 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 14 年 9 月 3 日